（別紙３）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する告示案　新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成十八年十二月環境省告示第百四十七号）（抄）

改正案		
汚染物質分類	物質	係数
一		
X		
	(1) アクリル酸デシルマルヘキシル	一、〇〇〇
	(2) アクリル酸ジノニルフェニル	一、〇〇〇
	(3) アクリル酸ジメチルアミノエチル	一、〇〇〇
	(4) アクリル酸ジメチルアミノエチルクロライド	一、〇〇〇
	(5) アクリル酸ヘキシル（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）	一、〇〇〇
	(6) ヘキサン（炭素数が六から九までのものを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。	一、〇〇〇
	(7) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のものに限る。）及びその混合物に限る。	一、〇〇〇
	(8) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのものに限る。）及びその混合物に限る。	一、〇〇〇
	(9) アルケニル基の炭素数が十一以上のものに限る。）酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
	(10) ポリオキシエチレンイソトリデシルエーテル	一、〇〇〇
	(11) ポリオキシエチレンイソトリデシルアルコール	一、〇〇〇
	(12) ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルキルエーテル	一、〇〇〇
	(13) ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンタロウアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）	一、〇〇〇
	(14) ポリオキシプロピレンアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
	(15) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）	二五、〇〇〇

現行		
汚染物質分類	物質	係数
一		
X		
	(1) アクリル酸デシルマルヘキシル	一、〇〇〇
	(2) アクリル酸ジノニルフェニル	一、〇〇〇
	(3) アクリル酸ジメチルアミノエチル	一、〇〇〇
	(4) アクリル酸ジメチルアミノエチルクロライド	一、〇〇〇
	(5) アクリル酸ヘキシル（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）	一、〇〇〇
	(6) ヘキサン（炭素数が六から九までのものを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。	一、〇〇〇
	(7) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のものに限る。）及びその混合物に限る。	一、〇〇〇
	(8) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのものに限る。）及びその混合物に限る。	一、〇〇〇
	(9) アルケニル基の炭素数が十一以上のものに限る。）酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
	(10) ポリオキシエチレンイソトリデシルエーテル	一、〇〇〇
	(11) ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルコール	一、〇〇〇
	(12) ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンタロウアミン	一、〇〇〇
	(13) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）	二五、〇〇〇

| | | |

| | | |

二一類Y物質		
(1) アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。） (2) アクリル酸 (3) アルキル及びビニルピリ	(65) デシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。） (66) フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。） (67) フタル酸ブチルベンジル (68) ペンタエリトリトール四アクリレート (69) ペンタエリトリトール四メタクリレート (70) ミリスチルアルコール (71) メタクリル酸ジシクロペンタニルエステル (72) リン酸トリス（二－メチルフェニル） (73) メタクリル酸ジ－二－メチルプロピル (74) メタクリル酸ジ－二－メチルヘキシル (75) チオ－ビス（二－メチル－六－ターシャリブチルフェノール） (76) ロイコメチルバイオレット (77) ウラニル塩溶液 (78) ニトロベンゼンスルホン酸 (79) 燐酸トリス（二－エチルヘキシル） (80) 燐酸トリイソプロピルフェニル	二五、〇〇〇
一二〇五〇 二五	一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇

| | | |

び	基	の	ル	リ	も	ム	及	）	も	ア	及	ル	び	共	で	（	に	一	グ
アア	そのア	もキ	アブ	長の	（	長び	ア	長の	ルア	び基	アそ	重ア	のア	長限	かネ	長	ら	リ	で
ルル	の炭ル	のル	ルデ	鎖及	ア	鎖そ	ル	鎖及	キル	そのル	の合	ルも	ル鎖	るら	シ鎖	）	五ウ	長の	ア
キキ	混素キ	及基	キン	アび	ルア	のキ	アび	ルキ	の炭	キ混	体キ	のキ	アる	）	十ム	鎖も	キ鎖	ル長	もル
ルル	合数ル	びのル	ポル	そキ	ル混	ルル	そ基	ル混	素ル	合）	ル及	ルル	）	五ウ	ま（	アの	ル	の	アの
スジ	物がジ	そ炭	ジリ	キのル	キ合	基キ	のの	化合	数エ	物分	エび	基キ	十ム	ア	キ	ルア	ア	キル	ルア
ルフ	に三チ	の素	チス	ル混	基ル	物のル	混炭	ヒ物	がス	に子	スそ	のル	ま（	ル	ま（	ア及	及基	ル	上長
ホ	エ限か	オ混	数オ	ルジ	合のサ	に炭	サ合	素ン	に四	テ限	量テ	の炭	でア	ル	キ	ル	ル	び基	鎖
ンニ	るら燐	合が	チフ	チ物	炭リ	限素	リ物	数ダ	限か	ルる	がル	混素	のル	のル	そ炭	ア及	基ル	ル	及基
酸ル	）十酸	物六	ィオ	に素	チる	数チ	にが	ー る	ら共	）	二及	合数	キ	ア	ルの	素ア	リ混	そ炭	ル
ナア	四亜	にか	ジド	カ限	数ル	）が	ル限	四ド	）	重	千び	物がル	び	キ	キ	の素	数ミ	ル物	キの
トミ	ま鉛	限ら	ア錯	ルる	が酸	）	十酸	るか	フ	合	以オ	に九ポ	の	そ	び	ア	ン	十ル	素ス
リン	で（	る二	ゾ体	バ	）十マ	以カ	）	ら	ェ	体	上レ	限かリ	ス	の	の	の	酸ア	に七	に六
ウ	のア	）十	ー	ミ	一グ	上ル	九ノ	ま	ー	で（	のフ	るらエ	炭	ア	キ	キ	素ス	チ限	ス限
ム	もル	四ル	ド	の	以ネ	のシ	もウ	で	ル	のア	もィ	）二ー	ア	ル	そ	リ	合ホ	限かオ	かル
塩	のキ	ま（	オ	モ	上シ	もウ	のム	ル	もル	もル	のン	十テ	素	ポ	ア	ル	物ン	るら	るら
溶	及ル	でア			のウ	のム	の（	の（	のキ	）	及の	ま ル	混	リ	の	及	十ン	燐	ス物
													数	上	ル	び	マ	）	炭
													ル	レ	ス	の	物	十	素
													合	限	素	ス	十	テ	限
													が	かリ	ホ	に	ン	に	数
													ホ	エ	ン	六	酸	四	ル
													ら	る	酸	ン	十	ル	限
													ホ	らス	十	酸	酸	六	数
													ら	燐	酸	十	ま	亜	ま
													ホ	）	一	酸	鉛	鉛	（
													ら	十	酸	ま	で	で	ア
													ホ	テ	バ	（	（	（	）
													ら	に	限	ま	ア	ア	の
													ホ	素	かバ	ま	）	）	ル
													ら	四	ま	で	の	の	ル
													ホ	ル	で	ア	ル	ル	）
													ら	限	ア	ア	ア	ア	七
													ホ	数	）	）	）	）	十
													ら	が	）	）	）	）	）
													ホ	る	）	）	）	）	）
													ら	）	）	）	）	）	）
													ホ	）

| | | |

(54) もキ
(55) ウ
(56) ムア
(57) にン
(58) 四炭四及キ
(イ) の濃ー重
(ロ) 限五ののキかもル
(59) 五及キ
(60) る五もキ

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

(146)	コールタールナフサソルベント	二五	
(147)	こはく酸ジメチル	一	
(148)	米ぬか油	一	
(149)	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）	一	
(150)	酢酸２－エトキシエチル	二五	
(151)	酢酸２－ヒドロキシエチル	一	
(152)	酢酸１－ヒドロキシ２－プロピル	一	
(153)	酢酸ノルマルプロピル	一	
(154)	酢酸ノルマルオクチル	一	
(155)	酢酸ビニル	二五	
(156)	酢酸ブチル	一	
(157)	酢酸ヘキシル	〇	
(158)	酢酸ペンチル	〇	
(159)	酢酸ヘプチル	〇	
(160)	酢酸３－メチル－１－ペンタノール	一	
(161)	酢酸３－メチル－１－ブタノール	〇	
(162)	酢酸２－フラフリル	一	
(163)	サリチル酸メチル油	五	
(164)	混合物（酸化エチレン及び酸化プロピレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	五	
(165)	酸化エチレン	二	
(166)	１，２－酸化プロピレン	五	
(167)	シアバタール	一	
(168)	四塩化炭素	二	
(169)	シクロアルカン（炭素数が十以上のものに限る。）	五	
(170)	シクロヘキサノール及びシクロヘキサノールの混合物（炭素数が十以上のものに限る。）	一	
(171)	シクロヘキサノン	一	
(172)	シクロヘキサノンの混合物	一	
(173)	シクロヘキサノールアミン	〇	
(174)	シクロペンタジエン二量体	一	
(175)	１，３－シクロペンタジエン	〇	
(176)	１－ペンタジエン	一	
(177)	シクロペンテン、１，３－ペンタジエン及びそれらの異性体の混合物（１，３－ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）	二五	
(178)	（イ）脂肪酸（炭素数が八から十までの十二以上のものに限る。）及びその混合物	一〇〇	
	（ロ）脂肪酸（炭素数が十二以上のものに限る。）及びその混合物	一	

(137)	コールタールナフサソルベント	二五	
(138)	こはく酸ジメチル	一	
(139)	米ぬか油	一	
(140)	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）	一	
(141)	酢酸２－エトキシエチル	二五	
(142)	酢酸２－ヒドロキシエチル	一	
(143)	酢酸１－ヒドロキシ２－プロピル	一	
(144)	酢酸ノルマルプロピル	一	
(145)	酢酸ノルマルオクチル	一	
(146)	酢酸ビニル	二五	
(147)	酢酸ブチル	一	
(148)	酢酸ヘキシル	〇	
(149)	酢酸ペンチル	〇	
(150)	酢酸ヘプチル	〇	
(151)	酢酸３－メチル－１－ペンタノール	一	
(152)	酢酸３－メチル－１－ブタノール	〇	
(153)	酢酸２－フラフリル	一	
(154)	サリチル酸メチル油	五	
(155)	混合物（酸化エチレン及び酸化プロピレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	五	
(156)	酸化エチレン	二	
(157)	１，２－酸化プロピレン	五	
(158)	シアバタール	一	
(159)	四塩化炭素	二	
(160)	シクロアルカン（炭素数が十以上のものに限る。）	五	
(161)	シクロヘキサノールの混合物（炭素数が十以上のものに限る。）	一	
(162)	シクロヘキサノン	一	
(163)	ノンの混合物	一	
(164)	シクロヘキサノールアミン	〇	
(165)	シクロペンタジエン二量体	一	
(166)	１，３－シクロペンタジエン	〇	
(167)	１－ペンタジエン、１，３－ペンタジエン及びそれらの異性体の混合物（１，３－ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）	一	
(168)	（イ）脂肪酸（炭素数が八から十までの十二以上のものに限る。）及びその混合物	一〇〇	
	（ロ）脂肪酸（炭素数が十二以上のものに限る。）及びその混合物	一	

(179) 脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に

(180) 生ずる脂肪酸に限る。）

(181) 十八ステアリン酸（直鎖の脂肪族の炭素数が十八の直鎖の脂肪酸メチルエステル（炭素数が八以上の直鎖の脂肪族アルコール（炭素数が八以上の直鎖の脂肪族アルコールの混合物に限る。）

(182) 一

(183) 合計十四直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十八以上の直鎖の脂肪族アルコールの混合物に限る。）

(184) 一

(185) 十四直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十八以上の直鎖の脂肪族アルコールの混合物に限る。）

(186) 一

(187) 一

(188) 一

(169) 脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に

(170) 生ずる脂肪酸に限る。）

(171) 十八ステアリン酸（直鎖の脂肪族アルコール（炭素数が十八以上の直鎖の脂肪族アルコールの混合物に限る。）

(172) 一

(173) 合計十四直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十八以上の直鎖の脂肪族アルコールの混合物に限る。）

(174) 一

(175) 十四直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十八以上の直鎖の脂肪族アルコールの混合物に限る。）

(176) 一

(177) 一

(178) 一

| | | |

| | | |

(249)	限る。）	
	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	
(250)	チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩溶液	
(251)	テトラクロロエタン	
(252)	テトラクロロエチレン	
(253)	テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物	一
(254)	テトラデシルアルコール、デシルアルコール及びドデシルアルコールの混合物	一
(255)	テトラヒドロナフタレン	
(256)	テレフタル酸ジブチル	一
(257)	デカヒドロナフタレン	
(258)	デシルアルコール	一
(259)	とうもろこし油	一
(260)	桐油	
(261)	トール油	
(262)	トール油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）	
(263)	トリアルキル油ピッチ	
(264)	トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル	一
(265)	トリエチルアミン	
(266)	トリ－三－トリオキサン	二
(267)	トリ－一－トリクロロエタン	一
(268)	トリ－二－トリクロロエタン	二
(269)	トリクロロエチレン	
(270)	トリ－一－クロロ－一・二・二－トリフルオロエタン	一
(271)	トリ－二・三－トリクロロプロパン	二
(272)	トリデカン	
(273)	トリメチルペンタン	一
(274)	トリメチルペンタン酸	
(275)	トルエン	一
(276)	トルイジン	二
(277)	トルエンジアミン	二
(278)	トルエンジイソシアナート	二
(279)	ドデカン	
(280)	ドデシルアルコール	一
(281)	ドデシルキシレン	
(282)	菜種油脂肪酸メチルエステル	
(283)	菜種油	
(284)	ナトリウムメトキシド（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限	二

(236)	限る。）	
	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	
(237)	テトラクロロエタン	
(238)	テトラクロロエチレン	
(239)	テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物	一
(240)	テトラヒドロナフタレン	一
(241)	デカヒドロナフタレン	一
(242)	デシルアルコール	一
(243)	とうもろこし油	
(244)	桐油	
(245)	トール油	
(246)	トール油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）	
(247)	トリアルキル油ピッチ	
(248)	トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル	一
(249)	トリエチルアミン	
(250)	トリ－三－トリオキサン	二
(251)	トリ－一－トリクロロエタン	一
(252)	トリ－二－トリクロロエタン	二
(253)	トリクロロエチレン	
(254)	トリ－一－クロロ－一・二・二－トリフルオロエタン	一
(255)	トリ－二・三－トリクロロプロパン	二
(256)	トリデカン	
(257)	トリメチルペンタン	一
(258)	トリメチルペンタン酸	
(259)	トルエン	一
(260)	トルイジン	二
(261)	トルエンジアミン	二
(262)	トルエンジイソシアナート	二
(263)	ドデカン	
(264)	ドデシルアルコール	一
(265)	ドデシルキシレン	
(266)	菜種油脂肪酸メチルエステル	
(267)	菜種油	

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

(397) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(398) ポリオレフェノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(399) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体

(400) ポリシロキサン

(401) ポリ（ジアリルジメチルアンモニウム）溶液

(402) ポリブテニルこはく酸イミド

(403) ポリブテン

(404) ポリプロピレン（重合度が五以上のものに限る。）及びその混合物

(405) ポリメチレンポリフェニルイソシアナート

(406) ポリ硫酸第二鉄溶液

(407) マンゴー核油

(408) 無水フタル酸

(409) 無水プロピオン酸

(410) 無水ポリオレフィン酸

(411) 無水マレイン酸

(412) メタクリル酸

(413) メタクリル酸エチル、メタクリル酸ブチル及びメタクリル酸の混合物

(414) メタクリル酸メチル、メタクリル酸エチル、メタクリル酸ブチル及びメタクリル酸の混合物

(415) メタクリル酸ブチルの混合物

(416) メタクリル酸デシルの混合物及びメタクリル酸ドデシルの混合物

(417) メタクリル酸ペンタデシルの混合物及びメタクリル酸ノニルの混合物

(418) メタクリル酸ノニルの混合物

(419) メタクリル酸ポリオキシエチレンアルキル（アルキルの炭素数が十から十八までのものに限る。）及びエチレンポリオキシプロピレン共重合体の混合物

(420) メタクリル酸ポリオキシエチレンアルキル（アルキルの炭素数が十から二十までのものに限る。）及びその混合物

| | | |

| | | |

四 有害な物質	三 Z物質		
令別表第一の二第一号から第十二号までに掲げる物質	令別表第一第三号イに掲げる物質	(454) リウムの混合溶液（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。） (455) 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） (456) 硫酸 (457) 硫酸アルミニウム溶液 (458) 硫酸ジエチル (459) 燐酸水素ジ―二―エチルヘキシル (460) 燐酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。） (461) 燐酸トリブチル (462) レジン油（蒸留物に限る。） (463) ロジン (464) ワックス（パラフィンワックスを除く。）	一 一〇 二五 二一〇 一五 一〇 一二五 一〇一〇
令別表第一の二第一号から第十二号までに掲げる物質	令別表第一第三号イに掲げる物質	(431) リウムの混合溶液（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。） (432) 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） (433) 硫酸 (434) 硫酸アルミニウム溶液 (435) 硫酸ジエチル (436) 燐酸水素ジ―二―エチルヘキシル (437) 燐酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。） (438) 燐酸トリブチル (439) レジン油（蒸留物に限る。） (440) ロジン (441) ワックス（パラフィンワックスを除く。）	一 一〇 二五 二一〇 一五 一〇 一二五 一〇一〇